

2021年7月5日

## ウルグアイ政府の新たな措置（入国時の隔離免除対象者への衛生措置変更）

●5月19日の政令にて、ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス感染回復者については、ウルグアイ入国後14日間の隔離又は隔離7日目のPCR検査受検が免除されておりましたが、本衛生措置が変更され、2021年7月31日までの期間、入国時に必要なPCR検査受検日より7日目に再度PCR検査を受けることが義務付けられております。

### <概要>

○2021年7月31日までにウルグアイに入国するウルグアイ人及び外国人居住者で、2020年7月15日に交付された政令第195/020号第2条g項及びh項の該当者（直近90日以内に新型コロナウイルス感染症に感染し回復した者及びワクチン接種完了者。）は、出発国もしくは経由国で実施したPCR検査から7日目に、自費負担で再度PCR検査を受検するか、右が実施できない場合は入国から14日間の隔離を義務づける。

○同衛生措置を違反した場合、警告及び罰金の対象となる。

○ウルグアイへの入国を試みる者は、入国の理由に関係なく、政府が定める宣誓供述書の性格を有する用紙に記入する必要がある。

### 【関連ホームページ等・ウルグアイ】

- ・新型コロナウイルスに関する相談電話 08001919
- ・ウルグアイ厚生省ホームページ（スペイン語）：  
<https://www.gub.uy/ministerio-salud-publica/>
- ・ウルグアイ国家緊急システム（SINA E）ホームページ（スペイン語）：  
<https://www.gub.uy/sistema-nacional-emergencias/>
- ・カラスコ国際空港ホームページ（スペイン語・英語・ポルトガル語）：  
<https://www.aeropuertodecarrasco.com.uy/>

- ・ カラスコ国際空港ホームページ新型コロナウイルス関連質問サイト：  
[https://www.aerpuertodecarrasco.com.uy/contenido/ct\\_121/es/](https://www.aerpuertodecarrasco.com.uy/contenido/ct_121/es/)

【関連ホームページ・日本】

- ・ 外務省海外安全ホームページ（新型コロナウイルス感染に関する緊急情報）：  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス関係）：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・ 在ウルグアイ日本国大使館ホームページ（領事情報）：  
[https://www.uy.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji.html](https://www.uy.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html)